

石川県立看護大学 学生支援

学 生 の 窓 口 （学部・大学院）

① 学習について

こ ん な こ と	こ ん な 時	ど こ に （ 担 当 課 ）	
		総 務 課	教 務 学 生 課
<ul style="list-style-type: none"> ・履修 ・カリキュラム ・定期試験 	<ul style="list-style-type: none"> 履修登録、追加、取消等 時間割、休講、補講等 追試験など 		<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○

② 授業料・奨学金等

<ul style="list-style-type: none"> ・授業料の納入 ・授業料の減免 ・奨学金の貸与 	<ul style="list-style-type: none"> 授業料の納入に関して 授業料の減免に関して 奨学金の貸与に関して 	○	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○
---	--	---	--

③ 進路について

<ul style="list-style-type: none"> ・就職・進学などの手続き ・国家試験の手続き ・学籍変更 	<ul style="list-style-type: none"> 就職・進学する時 国家試験を受験する時 休学・留学・退学等をした時 		<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○
--	---	--	---

④ 学生生活

<ul style="list-style-type: none"> ・学生証 ・学割証 	<ul style="list-style-type: none"> 紛失・汚損等で再発行の時 JRで片道100k m超えて旅行する時 		<ul style="list-style-type: none"> ○ ○
<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理 	健康相談、カウンセリングを受けたい時		保健室
<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談 	学生生活に関する相談を希望する時		保健室
<ul style="list-style-type: none"> ・課外活動 	団体（サークル等）の設立、掲示の許可に関すること		○
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用 	課外活動等で施設を利用する時	○	
<ul style="list-style-type: none"> ・落とし物 	学内で物を落とした時、拾った時	○	
<ul style="list-style-type: none"> ・下宿・アパート 	談話室掲示板に掲示します		○
<ul style="list-style-type: none"> ・アルバイト 	アルバイト掲示板に掲示します		○

⑤ 各種証明書・届出・願い出

○ 証明書の発行	証明書の発行を希望する時		○
----------	--------------	--	---

* 窓口の受付時間：講義（補講等を除く）が開講されている期間

月～金 8：45～18：00

上記以外（長期休業期間中等）

月～金 8：45～12：00

13：00～17：00

学 部 学 生

1. 学生への支援活動

- ① 学生の修学支援
 - ・学生の修学相談
 - ・異学年との交流会
 - ・看護技術向上支援
 - ・看護スキル・ラボの使用
 - ・DVD学習教材
- ② 学生生活の支援
 - ・学年別ガイダンス・クラスアワーの開催
- ③ 進路選択に関する支援
 - ・看護師・保健師国家資格取得支援
 - ・進路アドバイス、進路の手引き作成
 - ・進路情報コーナー
 - ・卒業生との交流会
- ④ 心身の健康に関する支援
 - ・学生の身体とこころの健康相談

2. 学生生活に関する相談

大学生活では、学習方法や生活を自分で工夫でき、自立につながるという利点がある反面、「目標達成までにスパンが長い」「選択肢が多い」「将来に対する不安がある」などの悩みも多くなる。

相談には学生委員会委員、各学年担任・副担任、教務委員会委員、教務学生課職員、学生相談部会員、キャンパス・ハラスメント相談員、保健室担当者等がある。

誰がどのような相談を担当するのかは次の表の通りである。担当者の氏名についてはガイダンスで配布される「学生相談教職員窓口体制」に記載してある。

担当者 支援内容	学生委員会 委 員	担 任 ・ 副 担 任	教務委員会 委 員	教務学生課 職 員	学 生 相 談 部 会 員	キャンパス・ハラスメント相談員	保 健 室 担 当 者
学生の修学支援 (単位・履修関係)		○	○	○			
学生生活の支援 (奨学金等)	○	○		○			
学生生活の支援 課外活動(自治会・サークル)	○	○					
進路選択に関する 支 援	○	○					
心身の健康に関する 支援		○			○		○
キャンパス・ ハラスメント		○			○	○	
そ の 他	○	○		○	○		○

注：これらの担当者以外にも自分で相談してみようと思う教職員、誰にでも相談できる。

【学生相談について】

学生相談室は保健室の隣にある。学生相談室ではメールでの相談受付を行っている。申込みの際は学籍番号、氏名、相談内容の簡単な説明、希望日時（第3希望まで）を明記する必要がある。保健室担当者を通じての申込みも可能である。また学生相談室にはCDやテープ等が用意しており、一人でリラックスした時間を過ごしたい場合にも利用できる。この場合も予約が必要である。相談者のプライバシーは厳重に守られる。相談受付メールアドレス gakusou@ishikawa-nu.ac.jp

3. 学修に資する施設

- ・ 自学環境：図書館、自習室、情報処理演習室、語学演習室、看護スキル・ラボ、談話室
- ・ 進路情報コーナー

4. 授業料・奨学金などに関する支援

- ・ 授業料減免制度
 - * 経済的理由等により、授業料の納付が困難であると認められる学生については、授業料を減免されることがあります。相談窓口及び申請書の提出先は、教務学生課です。
- ・ 奨学金制度
 - 日本学生支援機構奨学金
 - 石川県看護師等修学資金
 - 石川県地域医療支援看護師等修学資金
 - 石川県育英資金
- ・ 後援会助成制度

5. 住居に関する支援

大学の寄宿舍、学生寮はありませんが、次の支援・助成制度(かほく市)があります。

(1) 賃貸物件の紹介

賃貸物件については、可能な範囲で紹介しています(窓口 事務局教務学生課)。但し、不動産業者との交渉等は、個人で行って頂きます。

(2) かほく市内の賃貸住宅に居住する学生への助成金制度

ア 対象者

本学の学生・大学院生で、1月1日現在において、引き続き6か月以上(前年7月2日以前からの居住)住所を有し、(住民登録が必要)かほく市の賃貸住宅に居住している者とする。

イ 助成金額

学生1人あたり、年6万円を限度とする。■

大 学 院 学 生

1. 学生への支援活動

- ① 学生の修学支援
 - ・学生の修学相談
- ② 学生生活の支援
 - ・ガイダンスの開催
- ③ 進路選択に関する支援
 - ・進路情報コーナー
- ④ 心身の健康に関する支援
 - ・学生の身体とこころの健康相談

2. 学生生活に関する相談

相談には大学院教務・学生委員会委員、研究指導に関わる教員、教務学生課職員、学生相談部会員、キャンパス・ハラスメント相談員、保健室担当者等があたる。

誰がどのような相談を担当するのかは次の表の通りである。

	大 学 院 教務・学生 委員会委員	研究指導に 関わる教員	教務学生課 職 員	学 生 相 談 部 会 員	キャンパ ス・ハラスメ ント相談員	保 健 室 担 当 者
学生の修学支援 (単位・履修関係)		○	○			
学生生活の支援 (奨学金等)	○	○	○			
進路選択に関する 支 援	○	○				
心身の健康に関す る支援		○		○		○
キャンパス・ ハラスメント		○		○	○	
そ の 他	○	○	○	○		○

注：これらの担当者以外にも自分で相談してみようと思う教職員、誰にでも相談できる。

【学生相談について】

学生相談室は保健室の隣にある。学生相談室ではメールでの相談受付を行っている。申込みの際は学籍番号、氏名、相談内容の簡単な説明、希望日時（第3希望まで）を明記する必要がある。保健室担当者を通じての申込みも可能である。また学生相談室にはCDやテープ等が用意しており、一人でリラックスした時間を過ごしたい場合にも利用できる。この場合も予約が必要である。相談者のプライバシーは厳重に守られる。

相談受付メールアドレス gakusou@ishikawa-nu.ac.jp

3. 学修に資する施設

- ・自学環境：大学院生室、図書館、自習室、情報処理演習室、語学演習室、談話室
- ・進路情報コーナー

4. 授業料・奨学金などに関する支援

- ・授業料減免制度

- * 経済的理由等により、授業料の納付が困難であると認められる学生については、授業料を減免されることがあります。相談窓口及び申請書の提出先は、教務学生課です。

- ・奨学金制度

- 日本学生支援機構奨学金

5. 住居に関する支援

大学の寄宿舍、学生寮はありませんが、次の支援・助成制度(かほく市)があります。

(1) 賃貸物件の紹介

賃貸物件については、可能な範囲で紹介しています(窓口 事務局教務学生課)。但し、不動産業者との交渉等は、個人で行って頂きます。

(2) かほく市内の賃貸住宅に居住する学生への助成金制度

ア 対象者

本学の学生・大学院生で、1月1日現在において、引き続き6か月以上(前年7月2日以前からの居住)住所を有し、(住民登録が必要)かほく市の賃貸住宅に居住している者とする。

イ 助成金額

学生1人あたり、年6万円を限度とする。